

消費者庁の今後の取組（工程表）の素案からの変更点

○ご意見等を踏まえ新たに追加したもの

IV14 表示、取引、安全の分野における制度の在り方

→ 健康食品の表示（特保制度）について、検討会において年度内に論点整理。

IV15 個人情報保護法の見直し

→ 消費者委員会における見直しの検討に協力し、結果を踏まえた措置を実施。

○その他ご意見を踏まえて修正した部分

I 2 事故分析・原因究明機能の強化

→ ・商品テスト機関との連携について、直ちに取り組み継続して実施。

- ・独立した調査機関について、平成 23 年度中にも結論を得るべく検討を進め、これを踏まえ取組を実施。

II 4 地方消費者行政・消費生活相談体制の充実

→ ・消費者庁内の本部でプラン策定後、引き続き同プランの推進に取り組み。

- ・消費者ホットラインについて、全国展開時期を 11 月上旬から「可能な限り早期」に変更。後段の表現を修正。

II 5 相談員の待遇改善

→ 検討の開始時期を年度内に繰り上げ。

III 7 被害者救済制度の検討

→ 表現の修正。

III 8 消費者教育の推進

→ 消費者教育連携推進事業について趣旨を記載。

V16 消費者庁、国民生活センター等の体制

→ 相談員の待遇のみならず、国民生活センターの体制全体について検討。